

令和8年度

板橋第七小学校

危機管理マニュアル

I 災害安全

<台風等風水害防災行動計画（タイムライン）含む>

II 交通安全

III 生活安全

I 災害安全

防 災 計 画

1. 目的
 - (1) 児童の安全管理を第一とする。
 - (2) 重要物件を安全な場所に搬出・保管する。
2. 防災活動組織分掌
 - (1) 非常の場合
【災害体制】

本部長（校長）

<p>総括本部</p> <p>○校長 副校長 教務主任 各班長</p>	<p>○校長、副校長、教務主任及び各班長（又は代理者）を中心に教職員で構成。</p> <p>○各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、区災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡にあたる。</p> <p>○被害の状況等に応じて、第二次避難場所への避難、応急対策の決定など児童・生徒、教職員の安全確保や地域防災拠点の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。</p> <p>○非常持ち出し書類等を搬出</p> <p>○報道関係等の対応</p>
<p>避難誘導・ 安否確認班</p> <p>○生活指導主任 各担任</p>	<p>○クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。</p> <p>○安全確認した児童・生徒等は、安全連絡カード等によりチェックする。</p> <p>○就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、児童・生徒、教職員の家族の被災状況及びその安否を早急に確認する。</p> <p>○この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。</p>
<p>消火・ 安全点検班</p> <p>○事務主任 主事</p>	<p>○火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。</p> <p>○校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。</p> <p>○二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。</p>
<p>救出・ 救急医療班</p> <p>○養護教諭 専科</p>	<p>○養護教諭及び救命・救急経験者等を中心に組織する。</p> <p>○建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。</p> <p>○避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した児童・生徒、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送を行う。</p>

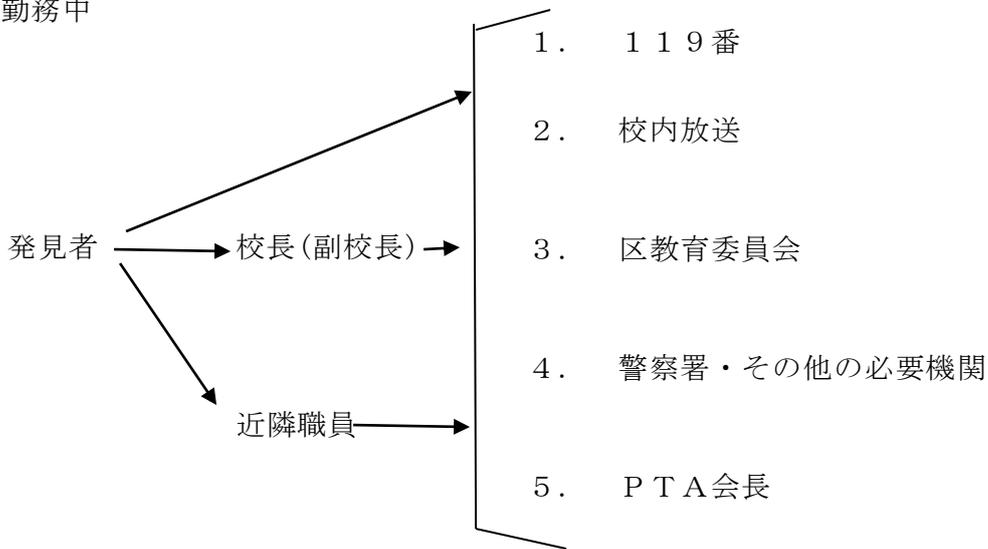
4. 避難実施要項
 (1) 通報・報告

① 校内

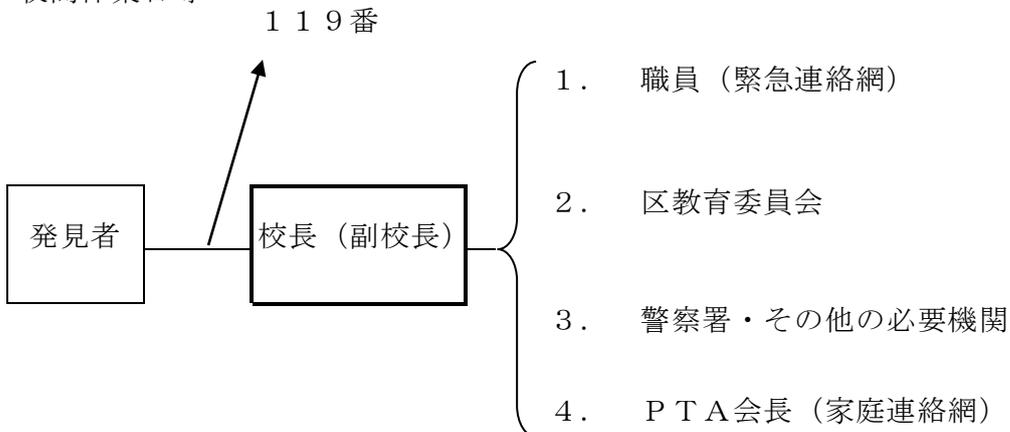
- 火災発生→避難命令→避難→確認→報告
- ・ 第一次通報
 校内放送・ハンドマイク等「ウーウーウー」連続
 - ・ 第二次通報
 校内放送により、避難行動の指示
 - 停電、その他で、校内放送が使用できない場合は、
 ハンドマイク、口頭により、避難の指示を行う -

② 校外

- ・ 勤務中



- ・ 夜間休業日等



(2) 避難要項

基本行動

【Ⅰ 授業中】

- ア. 第一次通報を聞き取らせる。
 - ・すべての学習活動をやめさせて、次の指示を待たせる。
- イ. 第二次通報を聞き取らせる。
 - ・通報の内容を正しく聞き取らせる。
- ウ. 避難開始
 - ・原則として窓を閉める。(地震の場合は開ける。)
 - ・廊下に二列に並ばせる。
(上履きのまま、何も持たせない、ヘルメット類をかぶらせる。)
 - ・教師は出席簿を持ち、先頭に立って誘導する。
(昇降口を出る際に、児童の安全避難を確認する。)
 - ・静かに早く外に出す。(「お・か・し・も」を守らせる。)
 - ・定められた集合場所に整列させる。
 - ・専科授業の場合は、集合場所まで専科教諭が誘導し、担任に引き継ぐ。
- エ. 人員の掌握
 - ・担任→本部(異常の有無、児童数の報告)
- オ. 残留児童の確認(事務主事・主事)

【Ⅱ 休憩時間中】

- ア. 第一次通報を聞き取らせる。
 - ・通報と同時に全ての活動をやめて静止させ、次の指示を待たせる。
- イ. 第二次通報を聞き取らせる。
 - ・通報の内容を正しく聞き取らせる。(災害状況・避難場所)
- ウ. 避難開始(定められた場所に整列させる。)
- エ. 人員の掌握(異常の有無・児童数の報告)
- オ. 残留児童の確認(事務主事・主事)

①火災の場合

- ア. 児童がいる場合
 - ・ⅠまたはⅡに従って避難させる。
- イ. 放課後で児童がいない場合
 - ・主として重要書類の搬出、ならびに、災害を最小限にとどめるための初期消火をする。

②地震の場合

- ア. 児童の避難

	*防災頭巾で頭部を保護する。
・教室にいる場合	机の下にもぐらせる。
・廊下・階段等にいる場合	揺れ始めの時は、窓ガラスの下を避け、頭部を保護するようにして壁際にしゃがませる
・校庭にいる場合	校庭中央に集め、しゃがませる。
- イ. 火の始末をする。
 - ・ガスの元栓をしめる(職員室・給食室・主事室・家庭科室)
 - ・電源を切る

- ウ. 出入り口の戸を開ける。
- エ. 状況により避難する場合は、本部の指示により、静かに順序よく校庭に避難させる。
- オ. 大地震(震度5弱以上)の場合は、原則として保護者に児童を引き渡す。

・ 第一次行動	校舎内で揺れの収まるのを待ち、校庭への避難準備をする。
・ 第二次行動	本部の指示により、校庭に避難する。 保護者の引き取りを待つ。
・ 第三次行動	保護者に児童を引き渡す。 保護者以外の場合は、引き取り人名簿で確認する。 兄弟がいる場合は、高学年から引き取らせる。

- * 引き取り人名簿は、ファイルにとじ、定位置に保管しておく。
- 引き取り人一覧表は、出席簿の表紙に貼り、引き渡しのチェックに用いる。
- * 引き取り人が来校するまで児童を学校で預かる。
- * 児童の下校後に大地震があった場合は、担任は児童の安否を確認する。

カ．警戒宣言発令時もオと同様に引き渡しを行う。

③風水害の場合

* 台風等風水害防災行動計画（タイムライン）に基づいて、安全対策を講じる。

- ア．台風、大雪などの風水害の状況により、タイムラインに基づいて、ホームページの掲載や緊急メール配信などを行い、授業前は、登校を一時見合わせる。授業中は、児童を早めに下校させる。
- イ．窓・扉等は、鍵をしっかりとかけ、風雨が室内に吹き込まないようにする。
- ウ．教室内の教材・教具等は、濡れないように窓から離れたところに移動させる。
- エ．職員の待機は、教育委員会・校長の指示による。

④光化学スモッグ緊急時の場合

- ア．被害者の緊急処置
 - ・ 光化学スモッグによると思われる被害のうったえがあったときは、ただちに野外活動を取りやめ、児童を室内に避難させる。
 - (1) 軽症者
目やのどの痛みのうったえのある者に対しては、速やかに水道水で洗顔およびうがいさせる。
 - (2) 重症者
呼吸困難・けいれん・意識障害等の重い症状がある時は、軽症者と区別して別室で休養させ、医師の診断を受けさせる。
- イ．関係機関への届け出・報告
 - ・ 被害状況を把握し、ただちに保健所へ届け出るとともに、教育委員会に報告する。

⑤不審者侵入の場合

- ア．不審者発見
 - ・ 声かけ→退去しないとき→内線電話で職員室に連絡

イ．通報（副校長 不在時は職員）

- ・ 学校 1 1 0 番に通報
- ・ 校内放送

「授業中失礼します。〇〇で工事が始まります。施錠確認願います。」（2回）

↑
発見場所

ウ. 児童の避難

- ・教室にいる場合 前後のドアを閉めて鍵をかけ、窓側に待機。
(ドア側に机を置き、扉を破ったり、下窓から侵入したりできないようにする)
- ・体育館にいる場合 扉を閉めて開かないようにする。ステージ側に待機。
- ・校庭にいる場合 南門そばに待機。南門の鍵開ける。
- ・図書室にいる場合 非常階段の鍵を開けておく。
- ・プールにいる場合 入り口(2階)のドアの鍵をかける。

エ. 阻止活動

- ・授業者は、児童を避難させる。
- ・空き時間の教諭は現場で対応する。

オ. 警察が侵入者を確保

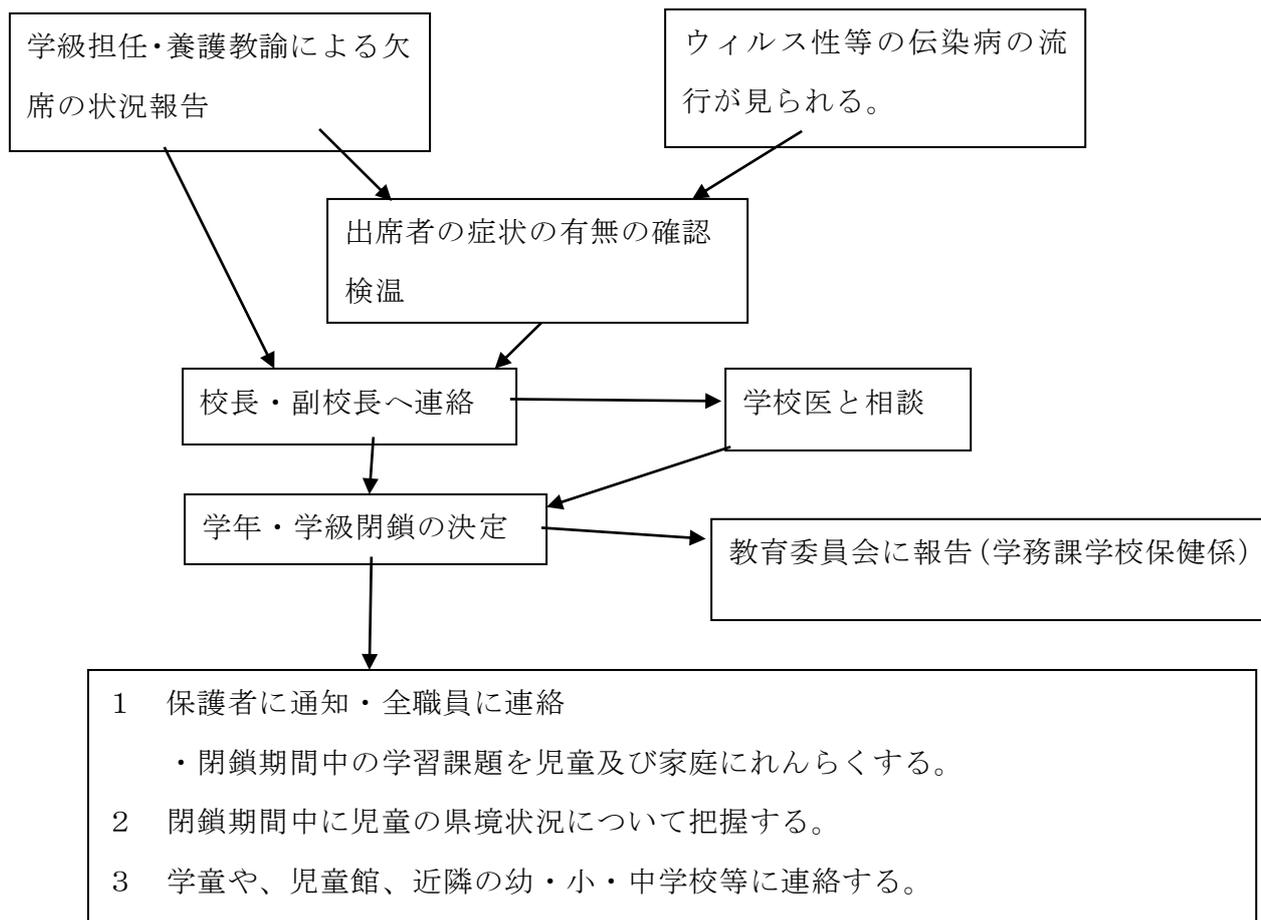
- ・校内放送(副校長)
「学校に見知らぬ人が入りましたが、学校の外に出ました。
体育館に避難します。避難開始。」
- ・学級毎に避難し、状況の説明をする。

⑥ 伝染病発生時の対応

ア. 平常時

- ・マスクの着用、手洗い、うがいを徹底する。
- ・発熱などがある場合は無理せずに休む。
- ・咳などの症状がある場合は、マスクをするなど予防に心がける。

イ. 発生時



5. 災害発生時の避難所となった場合

(1) 収容場所の表示 (体育館・図書室等)

(2) 学校としての機関保持のための処置

- ・職員室、校長室、給食室、主事室、教室等に入らないように掲示し、口頭で連絡する。
- ・使用水道、便所等の表示をし、教育委員会に連絡をする。

(3) 避難者名簿の作成

6. 避難訓練実施要項

(1) ねらい

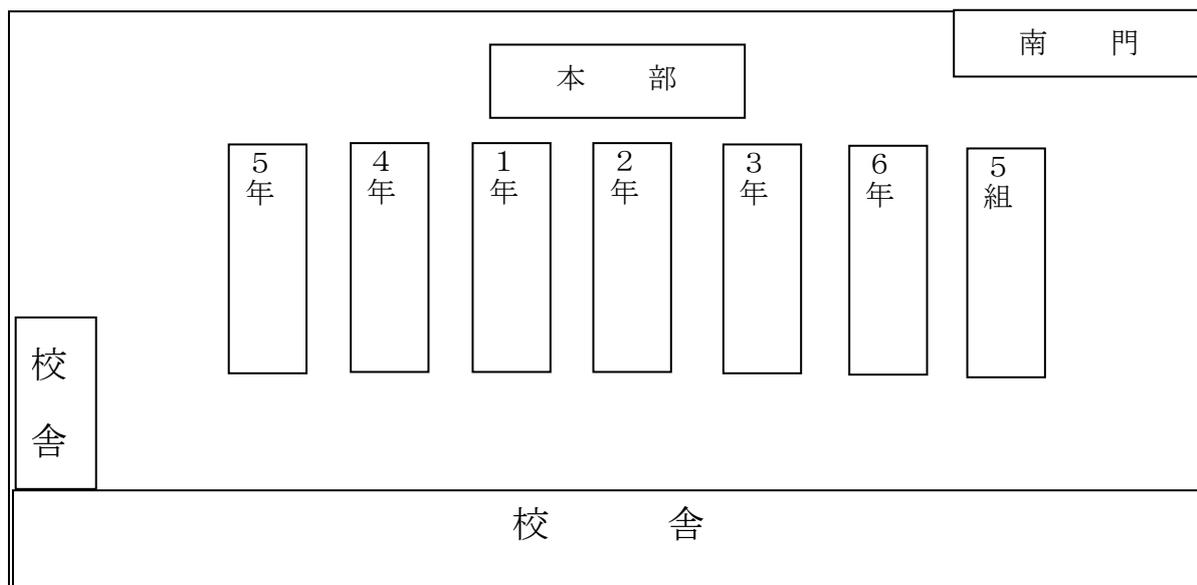
- ①身体や生命の保護について自覚させる。
- ②集団行動における安全を確保するために、それに必要な知識・態度を身につけさせ、習慣化させる。
- ③集団の中で沈着に行動し、規律・秩序を守る態度を身につけさせる。
- ④災害防止に対する関心を高める。

(2) 実施日時

- ・年間行事予定表により、毎月10分～15分程度実施する。

(3) 避難場所と整列順序

- ・第一避難場所を本校校庭とする。
- ・各学年指定された場所で南門側から校庭中央に向けて整列させる。
- ・校舎内外の残留児童を確認する。(事務主事、用務主事)



(4) 避難経路

	西階段	中央階段	東階段	体育館裏 階段
通常時 (基本形)	2年 4年	3年 5年	1年 6年	使用しな い
地震時	※通常時に準ずるが、 倒壊時には、非常階段を使用 する等、臨機応変に対応する。			
校舎 西側火災	使用 しない	2年 3年 4年	1年 5年 6年	使用 しない
校舎 中央付近	2年 3年 4年	使用 しない	1年 5年 6年	使用 しない
校舎 東側火災	2年 3年 4年	1年 5年	使用 しない	6年

(5) 避難訓練実施要項

・4 (2) ①・②・③・④・⑤・⑥によって実施する。

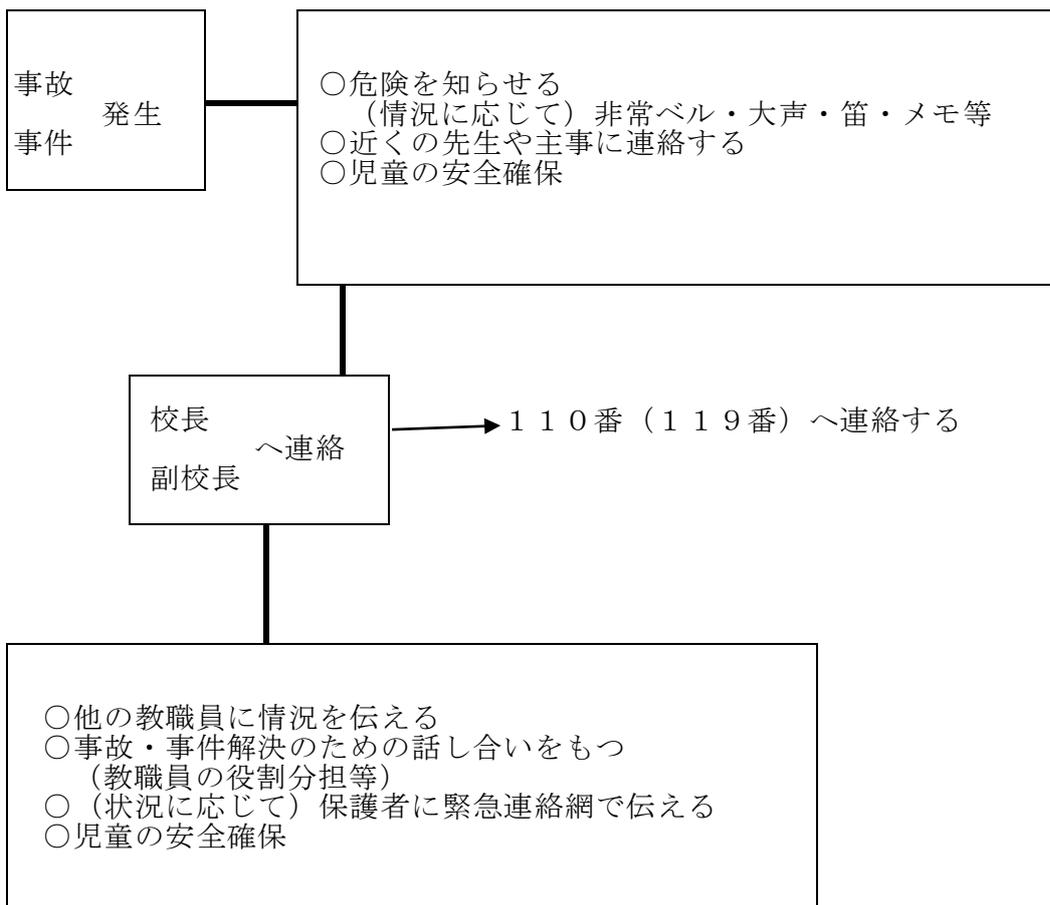
(6) 年間実施計画

実施予定日	想定	訓練時	訓練のねらい	予告
4月25日 土曜日 《大地震》	大地震の警戒 警報発令 (引き渡し)	下校時	・保護者に児童を引き渡す際の 行動の理解	あり
5月1日 金曜日 《不審者》	昇降口より不 審者侵入	授業中	・不審者侵入時の避難行動の理解 ・防犯カメラ、非常通報装置の使用 を想定	あり
6月10日 水曜日 《地震》	緊急地震速報 地震	授業中	・避難行動・避難順路の理解 ・迅速な行動	あり
7月6日 月曜日 《火災》	理科室より 出火	授業中	・火災時における避難行動 ・避難順路の理解 ・迅速な行動	あり
9月1日 火曜日 《地震》	緊急地震速報 地震	授業中	・緊急地震速報の理解 ・避難行動・避難順路の理解 ・迅速な行動	あり
10月14日 水曜日 《火災》	家庭科室より 出火	授業中	・火災時における避難行動 ・避難順路の理解 ・迅速な行動	あり
11月9日 月曜日 《火災》	給食室より 出火	休憩中	・休憩時間中（担任がいない場合） の避難行動の理解	あり
12月10日 木曜日 《地震火災》	地震後家庭科 室より出火	授業中	・火災時における避難行動 ・避難順路の理解 ・迅速な行動	あり

1月19日 火曜日 《火災》	職員室より 出火	授業中	・電源使用不能時の避難行動の 理解	なし
2月12日 金曜日 《地震火災》	地震後理科室 より出火 緊急地震速報	休憩中	・地震時における避難行動 ・避難順路の理解 ・迅速な行動	なし
3月10日 水曜日 《地震》	緊急地震速報 地震	授業中	・緊急地震速報時及び授業中の避 難行動の理解	なし

* 『落ちてこない』『倒れてこない』『動いてこない』場所の確保を基本行動とし、実践的な指導を行う。

事故・事件発生



Ⅱ 交通安全

交通安全指導計画

月	低 学 年		中 学 年		高 学 年	
	主 題	指 導 事 項	主 題	指 導 事 項	主 題	指 導 事 項
4	学校の 行き帰り	通学路の意味を知り、安全に十分注意して登下校する。	安全な 登下校	通学路にも危険箇所があることを知り、安全に歩行する態度を身に付け、下級生の世話も進んで行く。	登下校の 安全と、 下級生の 世話	登校の仕方について反省し、上級生としての自覚を持ち、下級生の世話ができるようにする。
5	信号の ある道路 を渡る時	信号の見方について知り、信号機のある道路での安全な横断の仕方を身に付ける。	道路の標 識と標示	安全のための標識や標示の役割を知り、それらに従って正しく行動する態度を身に付ける。	正しい道 路の横断	横断中の事故の原因を知り、ゆとりを持って横断することや、安全施設を正しく利用することが、歩行者の安全のため必要なことを知る。
6	雨の日の 歩き方	雨の日は、特に危険が多いことを知り、持ち物、服装に注意し、安全な歩行の仕方を身に付ける。	雨の日や 夜の安全	悪天候や夜間では、歩行者と運転者の双方の見通しが悪いことを知り、特に注意して安全に歩行する。	雨の日や 夜間の歩 行	気象条件の変化や夜間における危険について知り、安全に行動する。
7	危ない 飛び出し	色々な場面での飛び出しの危険を知り、どんな時でも安全を確かめて行動する。	自転車の 安全な乗 り方	自転車の点検の仕方や正しい乗り方を知り、他人に迷惑をかけない利用の仕方を身に付ける。	自転車の 安全な乗 り方	交差点での右折左折など、色々な交通状況の中で、安全に自転車にの方法や態度を身に付ける。
9	道路の 渡り方	信号のない横断歩道や交差点などでの安全の確かめ方や渡り方を身に付ける。	安全な横 断	横断場所や踏切にもいろいろな種類があることを知り、その場に応じた安全で正しい横断の仕方を身に付ける。	飛び出し を防ぐ	交通事故の実態や傾向から、飛び出しの危険について知り、常に安全を確認して行動する習慣を身に付ける。

	低 学 年		中 学 年		高 学 年	
月	主 題	指 導 事 項	主 題	指 導 事 項	主 題	指 導 事 項
10	危ない道路での遊び	道路で遊ぶことの危険を知り、安全な遊び場や遊びについて考え、どんな時でも安全を考えて行動する。	危ない飛び出し	飛び出し事故の多いことを知り、車道に出るときの一時停止と安全確認をする態度を身に付ける。	乗り物の安全な利用	電車やバスを利用するときの安全やマナーについて知り、他人の安全も考えて行動する。
11	車の近くで	車の回りには、運転手から見えないところがあることを知り、車の知覚では、特に注意して行動する。	乗り物の安全な利用	乗り物の、正しく安全で他人に迷惑をかけない利用の仕方を身に付ける。	自動車のスピードと急停止	自動車の急停止と気象条件の変化による危険を知り、安全な歩行を心がける。
12	自転車に乗る時	自転車の正しい乗り方や危険な場所を知り、安全な乗り方を身に付ける。	車に気をつけて	天候の変化と自動車の動き方について知り、その場に合った安全な行動をする。	自転車の点検と整備	自転車の定期的な点検、手入れの方法を知り、自転車を整備して、安全な乗り方を身に付ける。
1	乗り物の安全な利用	電車やバスの正しい乗り方や態度を身につけ、安全に利用する。	道路での危険な遊び	道路で遊ぶことの危険や他人への迷惑について知り、安全な場所を選び工夫して遊ぼうとする態度を身に付ける。	ふみ切りの安全な渡り方	電車事故の被害は当事者だけの被害にとどまらず影響も大きいことを知り、踏み切りの安全な渡り方を身に付ける。
2	線路の近くで	線路や踏み切りの近くでの危険な遊びについて考え、正しい交通道徳を身に付ける。	安全のための施設	安全施設の役割や設置場所の危険について知り、積極的に利用する習慣を身に付ける。	自動車の死角と内輪差	自動車の死角や内輪差のために起きる事故について考え、安全な行動の仕方を考える。
3	安全を守るためのもの	安全のためにいろいろな道路施設のあることを知り、進んで正しく利用する。	安全なくらし	交通事故防止のための運動や人々の努力について知り、進んで協力する態度を身に付ける。	安全施設と交通規則	道路標識、標示についての意味を知り、自他の安全と交通の円滑を心がけた行動がとれるようにする。

Ⅲ 生活安全

1. 毎月1回安全指導日・安全点検日を設け、校内安全指導、登校安全指導を行うとともに施設設備点検と通学路安全点検を、チェックリストをもとに行う。

安全危機管理チェックリスト (学期)

評価：A(行っている) B(おおむね行っている) C(行っていない)

点検項目	評価	今後の改善計画等
1. 学校の実態に応じた危機管理マニュアルを作成し、子どもの日常及び緊急時の安全確保対策について共通理解を図っているか。		
2. 不審者侵入事件、登下校中の事件・事故に関わる情報を収集し、職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行い、教職員の危機管理についての意識高揚を図っているか。		
3. 全ての教職員が、緊急時に一体となって迅速・的確に対応できる実践力の向上を図るために、次のような措置を講じているか。		
(1) 不審者による緊急事態発生時に備えた防犯訓練を実施し、その反省を対応に生かしているか。		
(2) 教職員自身の安全を確保しつつ、警察が到着するまで、子どもを見守り、不審者が近づけないようにする防犯訓練を行っているか。		
(3) 防犯に関する知識、安全を守るための器具の使用法、応急手当等具体的な方法等について研修を行っているか。		
(4) 教職員間の情報伝達訓練や警察、消防等への通報訓練などを行っているか。		
4. 警察等の関係機関、保護者、地域住民、近隣の学校、幼稚園・保育所等と連携して、学校周辺における不審者の情報が把握できる体制を整えているか。		
5. 教職員や保護者・地域住民等のボランティアによる校内巡回等により、不審者を早期に発見する体制を整えているか。		
6. 学校への来訪者が確認できるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 立て札や看板等による案内・指示や、順路、入口、受付等を明示しているか。		

(2) 来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別が可能なようにしているか。		
(3) 来訪者に出会った教職員が、氏名・用件を聞いたり、持ち物や言動等により不審者かどうかの判断ができるようにしているか。		
(4) 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定しているか。		
(5) 開門中は、職員等が立ち会ったり、防犯カメラを意図的にモニターチェックしたりするなど、防犯体制の整備を心がけているか。		
7. 校内における注意を払うべき箇所を点検し、子どもに注意喚起するとともに、教職員の具体的な役割分担(校内巡回等)を定め、授業中休憩時間等における子どもの安全を確保しているか。		

点検項目	評価	今後の改善計画等
8. 校外学習や遠足等において子どもの安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 事前に現地の安全を十分に確認し、それに基づいた綿密な計画を作成しているか。		
(2) 子どもに対する事前の安全指導を十分に行っているか。		
(3) 万一の事態が発生した場合の避難の仕方・連絡方法等について、あらかじめ定めているか。		
9. 学校開放(授業日)に当たって、子どもの安全が確保されるよう次のような措置を講じているか。		
(1) 開放部分と非開放部分との区別を明確にし、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策を講じているか。		
(2) 学校開放時に、安全確保について保護者や地域住民によるボランティアの積極的な協力を得る働きかけを行っているか。		
10. 不審者による緊急事態発生に備え、次のような組織・体制等が整備されているか。		
(1) 直ちに校長、副校長、教職、員子どもに情報が伝達され、避難誘導、防御(不審者対応)応急手当、通報等が迅速に行われる組織を整えているか。		

<p>(2) 警察、消防等の関係機関に対して、隣接する学校・幼稚園や学校周辺の店等とも連携を図りながら、直ちに通報できる体制を整えているか。</p>		
<p>(3) 直ちに教育委員会に通報し、指導・助言を得るとともに・人的支援等が得られる体制を整えているか。</p>		
<p>(4) 保護者、教職員に連絡体制整備の重要性を認識させるとともに、必要に応じて直ちに保護者に連絡がとれる体制等を整えているか。</p>		
<p>(5) 緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への説明などの事後対応や、再発防止対策の検討、教育再開準備等を行うための事件・事故対策本部の活動を速やかに開始できるようにしているか。</p>		
<p>11. 学校の施設設備等の面で、次のような対策を講じているか。</p>		
<p>(1) 校門、囲障、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓・校舎の出入口・錠の状況等の点検補修を行っているか。</p>		
<p>(2) 緊急時に安全を守るための器具(さすまた・盾・杖・催涙スプレー・ネットランチャー等)を備えているか。</p>		
<p>(3) 警報装置、防犯監視システム等の動作状況の点検を行っているか。</p>		
<p>(4) 死角の原因となる立木等の障害物の有無・自転車置場・駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性について確認を行っているか。</p>		
<p>(5) 危害を加える恐れのある者が侵入した場合を想定し、受付の近くに一時的に隔離しておく場所(応接室、相談室等)を決めているか。</p>		
<p>12. 安全教育(防犯)が学校の実態に応じて教育課程に位置付けられ、子どもの実態に応じて計画的に実施されているか。</p>		
<p>13. 不審者の侵入を想定した避難訓練等を行い、緊急事態発生時に子どもが安全に避難できるようにしているか。</p>		

安全点検表																							
担当場所 ()			担当 ()				交通安全指導																
●異常なしは <input checked="" type="checkbox"/> ありは○を記入			児童数 () 名				低学年	中学年	高学年	防犯 アサ (個)													
4月	ドア	壁	床	蛍光灯	棚	IC T	机	配膳台	白衣ロッカー	そうじロッカー	廊下	(水飲み場)	(トイレ)	その他	がっこうのいきかえり	安全な登下校	登下校の安全と、下級生の世話						
5月															しんごうのある どうろをわたるとき	道路のひょうしきとひょうじ	正しい道路の横断						
6月															あめのひのあるきかた	雨の日や夜の安全	雨の日や夜間の歩行						
7月															あぶないとびだし	自転車の安全な乗り方	自転車の安全な乗り方						
9月															どうろのわたりかた	安全な横断	飛び出しを防ぐ						
10月															あぶないどうろでのあそび	あぶないとび出し	乗り物の安全な利用						
11月															車のちかくで	乗り物の安全な利用	自転車のスピードと急停止						
12月															じてん車にのるとき	車に気をつけて	自転車の点検と整備						
1月															のりものあんぜんなりよう	道路でのきけんな遊び	ふみ切りの安全な渡り方						
2月															せんろのちかくで	安全のためのしせつ	自動車の死角と内輪差						
3月															あんぜんをまもるためのもの	安全なくらし	安全しせつと交通規則						